



安心で安全な水を供給するため 水道料金改定を検討しています

総務課 経営企画課 ☎027-898-3014

本市では、今後も安心・安全な水を市民に届けるために、水道料金改定を検討しています。

● 水道事業の現状

① 料金収入の減少

水道事業は、独立採算制により事業費のほとんどを水道料金でまかっています。しかし、近年の人口減少や節水機器の普及などに伴い、水道使用量と料金収入の減少が続く、図1と図2のとおり経営状況が厳しくなっています。

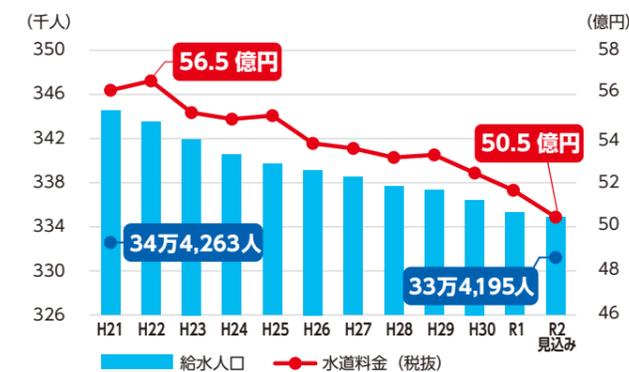
② 水道施設の老朽化

多くの水道施設で老朽化が進み、これから更新時期を迎えます。災害に強い水道事業運営のためにも、これらの施設を計画的に更新する費用が必要です。

● 今後の方向性

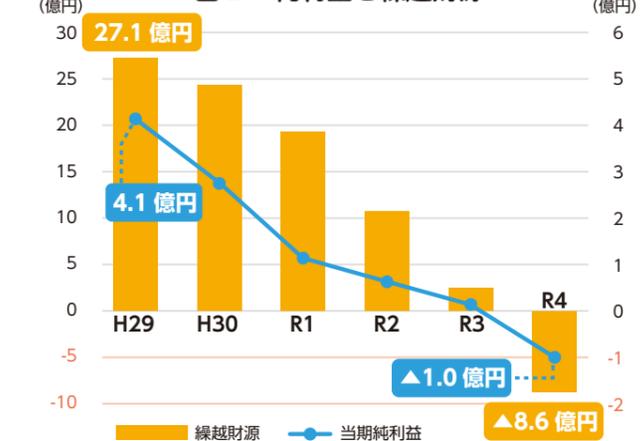
本市の水道事業を将来にわたり安定的に継続していくため、昨年度から前橋市水道事業及び下水道事業運営審議会で検討してきました。審議会からの答申を踏まえ、来年4月の料金改定を目指し準備を進めていきます。なお、今回は下水道使用料の改定はありません。詳しくは水道局ホームページをご覧ください。

図1：給水人口と水道料金の推移（決算額）



ピークの平成22年度から10.6%マイナスに

図2：純利益と繰越財源



純利益…1事業期間の収入から支出を差し引いた額。プラスの場合は黒字、マイナスの場合は赤字

繰越財源…1事業期間末に残っている運転資金。プラスの場合は翌年度に引き継ぐ

今の料金だと来年度から赤字経営になってしまうよ



漏水を発見したら水道局まで 給水管は適切に管理しましょう

☎水道整備課
027・898・3033

給水管は、利用者自身が工事費用などを負担して布設した大切な財産です。漏水しないよう十分に注意し管理をしてください。

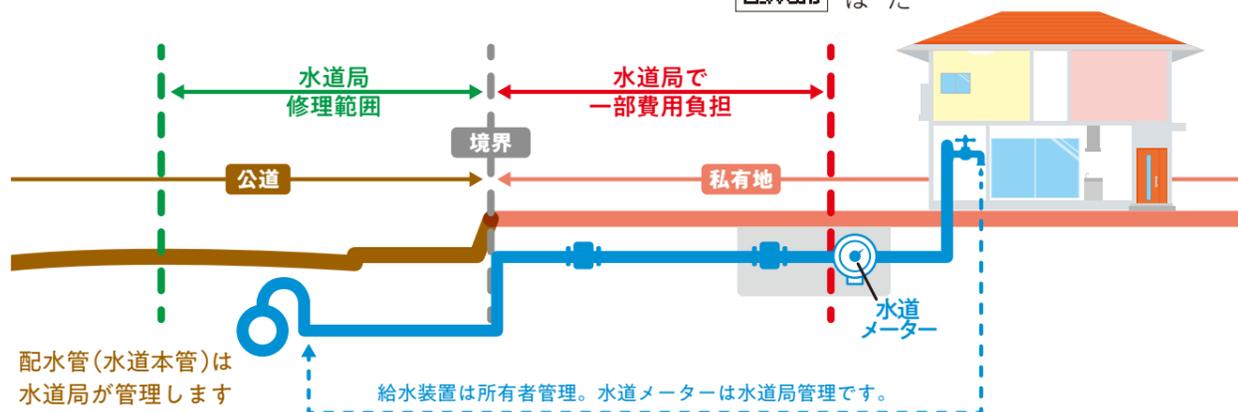
● 漏水を発見したら

水道局が所有・管理する配水管から水道メーターまでの間で漏水を発見したら、早急に同局まで連絡を。漏水を放置すると、水道水が無駄になったり道路陥没など不測の事故につながったりする恐れがあります。自然に発生した自然漏水は、同局が依頼した水道業者が修理をします。費用負担区分は下図のとおり。修理範囲が利用者の敷地内にまで及ぶ場合は、協議をします。水道業者に直接依頼して修理した場合は同局での費用負担はできません。注意してください。

水道メーターから先の家側の漏水修理費用は、利用者負担です。同局ホームページに掲載の指定給

期日	事業者
6月6日(日)	下川工業 (力丸町) ☎027-265-0228
	小林設備 (富士見町時沢) ☎027-288-2755
6月13日(日)	タナカ管業 (朝倉町一丁目) ☎027-290-3330
	石橋設備工業 (苗ヶ島町) ☎027-283-4455
6月20日(日)	東部設備工業 (富田町) ☎027-268-1099
	誠興設備工業 (富士見町米野) ☎027-289-0006
6月27日(日)	グンスイ (朝倉町) ☎027-265-0061
	ノグチ (柏倉町) ☎027-283-2651

水装置工事業者に依頼してください。なお、休日の指定事業者は左表のとおりです。



浄化槽などの 切り替えに補助

☎下水道整備課
027・898・3074

単独処理浄化槽やくみ取り槽を撤去などし、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置するときに補助をします。補助条件など、必ず工事着工前に問い合わせてください。募集は前・後期の2回。それぞれ予算額に達した時点で終了します。

☑ 下水道などの整備予定がない地域で、来年2月28日(月)までに設置工事などを完了し、実績報告書を提出できる人

☎ (建て替え・増築) 5人槽は15万円、7人槽は17万円、10人槽は20万円(転換) 5人槽は62万円、7人槽は66万円、10人槽は75万円

☑ 前期は9月30日(木)まで、後期は10月1日(金)～来年1月31日(月)に下水道整備課へ